

# 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正(案)の概要

## 1 改正の趣旨

平成28年6月に改正特定非営利活動促進法が公布され、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、認定特定非営利活動法人等の海外への送金または金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とすること、役員報酬規程等の備置期間を延長すること等の改正が行われたことから、特定非営利活動促進法の認定特定非営利活動法人の制度を参考として定めた、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例を改正しようとするものです。

### ～控除対象特定非営利活動法人とは～

この条例の規定に基づく指定手続きの申し出をした特定非営利活動法人のうち、指定のために必要な手続を行う基準に適合することが認められ、函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例で個別に指定された法人をいい、当該法人に対して個人が寄附をした場合には、個人市民税の寄附金税額控除を受けることができます。

## 2 改正(案)の概要

### (1) 海外への送金または金銭の持出しに関する書類の事前提出等の廃止

控除対象特定非営利活動法人がその金額が200万円を超える海外への送金または金銭の持出しを行うときに、事前に、その金額および用途ならびにその予定日を記載した書類を作成し、その市内の事務所に備え置き、閲覧させることを廃止することとします。

これに伴い、以下の改正を行います。

- ・控除対象特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行う基準のうち、基本的要件である「情報公開を適切に行っていること」の対象とする書類から「その金額が200万円を超える海外への送金または金銭の持出しを行うときのその金額および用途ならびにその予定日を記載した書類」を除くこととします。
- ・控除対象特定非営利活動法人が市長に提出する書類から「その金額が200万円を超える海外への送金または金銭の持出しを行うときのその金額および用途ならびにその予定日を記載した書類」を除き、それに伴い、市長が当該書類を公開することを廃止することとします。
- ・市長が控除対象特定非営利活動法人の条例個別指定の取消しのために必要な手続を行うことができる場合から、控除対象特定非営利活動法人がその金額が200万円を超える海外への送金または金銭の持出しを行うときに、事前に、その金額および用途ならびにその予定日を記載した書類をその市内の事務所に備え置いていない場合を除くこととします。

#### 【参考】

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則を改め、控除対象特定非営利活動法人が海外への送金または金銭の持出しを行った場合には、その金額にかかわらず役員報酬規程等のうちの「海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日を記載した書類」を作成し、各事業年度終了の日から3月以内にその市内の事務所に備え置き、閲覧に供し、市長に提出することとします。

## (2) 役員報酬規程等の備置き，閲覧等の期間の延長

控除対象特定非営利活動法人は，役員報酬規程等をその市内の事務所に備え置き，閲覧させなければならないこととされており，その備置期間を延長することとします。

これに伴い，以下の改正を行います。

### ・役員報酬規程等

「翌々事業年度の末日」から「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日」に延長します。（「申出書の添付書類」および「前事業年度の寄附者名簿」については従前のとおり。）

### ・助成金の支給を行ったときのその実績を記載した書類

「その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日」から「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日」に延長します。

また，市長が控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた役員報酬規程等（「申出書の添付書類」および「助成金の支給を行ったときのその実績を記載した書類」を含み，「前事業年度の寄附者名簿」を除く。）を公開する期間を延長することとし，閲覧または謄写の対象を「過去3年間に提出を受けたもの」から「過去5年間に提出を受けたもの」とします。

## 3 その他

(1)，(2)の改正に伴い，必要な経過措置を設けます。

## 4 改正の時期

この条例改正は，平成29年第1回市議会定例会に議案を提出し，議決後，公布および施行を予定しています。